

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号

所得税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国、高岡税務署長、国税不服審判所長

平成20年10月10日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項(上告の理由)所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・富山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年4月12日判決、本資料256号-103・順号10363)

(控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月26日判決、本資料258号-72・順号10930)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年10月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

当事者目録

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	水谷 敏彦
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
被上告人兼相手方	高岡税務署長 中村 進
被上告人兼相手方	国税不服審判所長 井上 哲男
上記 3 名指定代理人	武藤 政男